

各特定地域型保育事業者様

世田谷区子ども・若者部長
松本幸夫
(公印省略)

令和5年度施設調査書(特定地域型保育事業等)の提出について(依頼)

日頃より、保育所事業運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。
標記の件につきまして、世田谷区が認可する家庭的保育事業等の現況を把握するため、
下記のとおり施設調査書を作成いただき、提出をお願いいたします。

記

1 調査書記入上の注意点

- (1) 調査書の作成時点は、原則として、**令和5年4月1日現在**とします。
ただし、会計経理関係は、令和4年度決算時点となります。
- (2) 本調査書は、次のような用途に用いますので、あらかじめご承知おきください。
 - ①情報開示を請求される区民に対して、個人に関する情報等を除き開示することがあります。
 - ②関係各課から情報提供の依頼があった場合、本調査書を提供する場合があります。
 - ③指導検査の実施にあたり参考図書とするほか、公認会計士等に貸し出し、分析を依頼することがあります。

2 提出書類

「施設調査書(特定地域型保育事業等)」 データでご提出ください。

3 提出期限

令和5年6月12日(月曜日)

なお、指導検査の日程により上記の提出期限にかかわらず、個別に提出期限の連絡をさせていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

4 作成・提出方法

- (1) 世田谷区ホームページより、「施設調査書(特定地域型保育事業等)」をダウンロードし、内容を入力してください。
【世田谷区ホームページ掲載場所】
ホーム>目次から探す>子ども・教育・若者支援>保育>保育施設等の指導検査について>
認可保育園等>保育所・幼保連携型認定こども園・家庭的保育事業等の指導検査について
(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/010/001/d00185378.html>)
- (2) 作成済のデータは、世田谷区保育認定・調整課あてメールでご提出ください。
メールの件名は、『**施設調査書**』○○保育園』と記載してください。
【提出先メールアドレス】
SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp

5 その他

ご不明な点などございましたら、下の問い合わせ先までご連絡ください。

《問い合わせ先》

世田谷区子ども・若者部 保育認定・調整課 事業者指導担当
(世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口)

電話 03-5432-2333

FAX 03-5432-3018

E-mail SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp